第20回

北播磨総合医療センター 企業団議会定例会会議録

令和元年9月 北播磨総合医療センター企業団

議案の審議結果

議案番号	議 案 名	議 決 年月日	議決の 結 果
第 3 号議案	北播磨総合医療センター企業団人事行 政の運営等の状況の公表に関する条例 等の一部を改正する条例の制定につい て	R1. 9. 3	可決
第4号議案	平成30年度北播磨総合医療センター 企業団病院事業会計決算の認定につい て	R1. 9. 3	認定

第20回(令和元年9月) 北播磨総合医療センター企業団議会定例会会議録

◇ 第20回北播磨総合医療センター企業団議会定例会議事日程及び会議に付 した事件

令和元年9月3日(火)午後2時開会

- 第1 仮議席の指定について
- 第2 北播磨総合医療センター企業団議会議長選挙について
- 第3 北播磨総合医療センター企業団議会副議長選挙について
- 第4 議席の指定について
- 第5 会議録署名議員の指名について
- 第6 会期の決定について
- 第7 第3号議案 北播磨総合医療センター企業団人事行政の運営等の

状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の

制定について

第8 第4号議案 平成30年度北播磨総合医療センター企業団病院事

業会計決算の認定について

◇ 出席議員

1番	大 西	秀樹	2番	小	林	千津子	
3番	堀	元 子	4番	河	島	三	奈
5番	松原	久美子	6番	久	後	淳	可
7番	草 間	透	8番	平	田	真	実
9番	岸本	和也	10番	村	本	洋	子

- ◇ 欠席議員(なし)
- ◇ 説明のため出席した者

 企業長
 仲
 田
 一
 彦
 副企業長
 蓬
 萊
 務

 理事
 松
 井
 誠
 管理部長
 藤
 井
 大

 管理部参与
 平
 田
 和
 也

◇ 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 山 本 隆 之 主査 小 山 直 成

主査 若尾俊範

◇ 議 事

- <開会> 午後2時
- ○議会事務局長(山本隆之)

失礼いたします。

本企業団議会の招集をいたしましたところ、議員の皆様方にはご多用のところご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日は、企業団議員改選後、最初の本会議でございますので、僭越 ではございますが、事務局で最初の進行役を務めさせていただきますので、 よろしくお願い申し上げます。

まず、地方自治法第107条の規定に従いまして、議長が選出されるまでの間、小林千津子議員に臨時議長の職務をお願いいたします。

それでは、小林議員、臨時議長席へお移りください。

〇臨時議長 (小林千津子)

ただいまご指名をいただきました小林でございます。地方自治法に基づきまして、臨時議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから第20回北播磨総合医療センター企業団議会定例 会を開会いたします。

<企業長 挨拶>

○臨時議長(小林千津子)

この際、仲田企業長の挨拶がございます。

企業長。

〇企業長 (仲田一彦)

第20回北播磨総合医療センター企業団議会定例会の開会に当たりまして、 一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、公私ご多用の中、お繰り合わせの上、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

国においては、団塊の世代が75歳以上となる2025年には75歳以上の人口が全人口の約2割となり、兵庫県においても同じ状況となり、今後ますます医療や介護の需要が増大してまいります。

この対策として、限られた医療・介護資源を有効に活用し、地域全体で高齢者を支える仕組み、いわゆる地域包括ケアシステムを構築するために、医療・介護サービス分野での改革が進んでいるところであります。

医療分野では、県が兵庫県地域医療構想を策定し、医療機関の機能分化・ 連携を図るための体制整備に向け、2次医療圏ごとに議論、調整を進めてお り、北播磨地域の急性期医療の基幹病院としての当医療センターの役割はますます重要となってまいります。

そうした中、当医療センターも平成25年10月の開設以来、早いものでもう6年がたとうとしております。この間、医療スタッフと施設等の充実を図りながら、患者と医療人を引きつけるマグネットホスピタルの実現に取組んでまいりました。

経営面では、平成30年度決算において、1日平均患者数で入院400人、外来1,004人と、ともに前年度を上回る好調な稼働により、3年連続の黒字を達成したところであります。その原動力となっているのは、医師、看護師をはじめとする医療スタッフですが、当医療センターでは、今後も引き続き「高い技術と誇りを持った医療人を育てる」という基本方針を掲げ、若い研修医を多くの経験豊かな専門医が指導することなどにより、医療人にとって魅力と活力のある職場を確保するほか、昨年度は新宿舎を建設し、今年度からは病児保育室の運用を開始するなど、今まで以上に、さらに働きやすい職場環境づくりに努めているところであります。

また、年々患者数が増加することに伴い、医師をはじめ医療スタッフの増 員も必要となっており、今後の増加も見込まれることなどから、約300台 分の駐車場の整備に着手をするほか、電子カルテシステムについて、オペレ ーションシステムデータベース更新に伴う抜本的なシステムの更新を推進し てまいります。

さらに、本年4月1日には、県のがん診療連携拠点病院に指定され、がん 関連のチーム医療として、各診療科が連携し、病院を挙げてがん診療のさま ざまな課題に取組んでいるところであります。昨年設置しました、がん相談 支援センターの本格的な稼働による相談業務やがん患者サロンの開催、緩和 ケアチームやセカンドオピニオン外来での取組のほか、今年度においては、 がん治療に係る医療機能の強化などのため、化学療法室等の増設を行うもの であります。

これからも引き続き、北播磨の中核病院として、より質の高い地域医療を 確保するため、三木市、小野市、企業団が一丸となって、高度で安心・安全 な医療の提供に取組んでまいる所存であります。

議員の皆様におかれましては、ますますのご支援を賜るとともに、このたびの定例会では慎重なるご審議の上、適正なるご決定をいただきますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

<開議>

〇臨時議長(小林千津子)

これより、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を申し上げます。

企業長から資金不足比率報告書、病院事業会計予算繰越報告書、債権放棄報告書、また、監査委員から例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、これらの写しを既にお手元に配布いたしておりますので、ご清覧をお願いいたします。

次に、その他の報告については、議会事務局長からご報告いたします。 議会事務局長。

○議会事務局長(山本隆之)

ご報告いたします。

現在の出席議員は10名であります。

次に、今期定例会に提出されます議案並びに本日の議事日程表は、既にお 手元に配布いたしましたとおりでございます。

次に、地方自治法第121条の規定によりまして、説明のため今期定例会 に出席を求めました者の職・氏名は、お手元にプリントにて配布いたしてお りますので、朗読を省略させていただきます。

報告事項は以上でございます。

<日程第1 仮議席の指定について>

〇臨時議長 (小林千津子)

これより日程に入ります。

日程第1、仮議席の指定についてであります。

議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいまご着席の議席を仮議席として指定いたします。

<日程第2 北播磨総合医療センター企業団議会議長選挙について>

〇臨時議長 (小林千津子)

日程第2、北播磨総合医療センター企業団議会議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○臨時議長 (小林千津子)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定 いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長が指名することにい たしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

〇臨時議長 (小林千津子)

ご異議なしと認めます。よって、臨時議長が指名することに決定いたしま した。

指名に当たり、議員からの推薦又は立候補はございませんか。

【「議長」の声あり】

〇臨時議長(小林千津子)

4番、河島三奈議員。

○4番(河島三奈)

2番、小林千津子議員を議長に推薦いたします。

〇臨時議長 (小林千津子)

ほかに発言はございませんか。

【「なし」の声あり】

○臨時議長 (小林千津子)

それでは、北播磨総合医療センター企業団議会議長に、僭越ではございますが、私、2番、小林千津子を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長が指名いたしました小林千津子を当 選人と定めることにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○臨時議長 (小林千津子)

ご異議なしと認めます。よって、私、小林千津子が議長に当選しました。 この宣告をもって、当選通知にかえます。

<議長 小林千津子議員 挨拶>

○議長(小林千津子)

ここで、議長就任のご挨拶を申し上げます。

議長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、議員各位のご推挙によりまして、私が北播磨総合医療センター 企業団議会議長の要職につくことになりましたことは、誠に身に余る光栄で ございまして、衷心より感謝と御礼を申し上げますとともに、その責任の重 大さを痛感いたしている次第でございます。

北播磨総合医療センターの整備と企業団議会の円滑な運営のため、誠心誠 意努力いたす覚悟でございます。

何とぞ同僚の議員各位をはじめ理事者、関係各位におかれましては、さらなるご支援、ご鞭撻を賜りますようにお願いを申し上げまして、誠に簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございまし

た。

<日程第3 北播磨総合医療センター企業団議会副議長選挙について>

○議長(小林千津子)

それでは、議事を継続いたします。

日程第3、北播磨総合医療センター企業団議会副議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第 2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議あ りませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長(小林千津子)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定 いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長(小林千津子)

ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。 それでは、北播磨総合医療センター企業団議会副議長に5番 松原久美子 議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました松原久美子議員を当 選人と定めることにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長(小林千津子)

ご異議なしと認めます。よって、松原久美子議員が当選されました。この 宣告をもって、当選通知にかえます。

ただいま副議長に当選されました松原久美子議員から就任のご挨拶がございます。

松原久美子議員。

<副議長 松原久美子議員 挨拶>

○副議長(松原久美子)

副議長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、議員各位のご推挙によりまして、私が北播磨総合医療センター 企業団議会副議長の要職につくことになりましたことは、この上もなく光栄 に存じますとともに、議員各位に対しまして心から厚くお礼を申し上げる次 第でございます。 企業団議会の充実と円滑な運営のため、全力を傾注する所存でありますので、議員各位の一層のご指導とご支援をお願い申し上げるものでございます。 また、企業長をはじめ関係の皆様方には何かとお世話になることと存じますが、格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(小林千津子)

議員の挨拶は終わりました。

- <日程第4 議席の指定について>
- ○議長(小林千津子)

日程第4、議席の指定についてであります。

お諮りいたします。議席につきましては、議長より指定することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長(小林千津子)

ご異議なしと認めます。

議席は、先ほど仮議席として指定いたしました席を議席と指定いたします。

- <日程第5 会議録署名議員の指名について>
- ○議長(小林千津子)

次に、日程第5、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、議長より指名いたします。

8番 平田真実議員、9番 岸本和也議員、以上2名にお願いいたします。

- <日程第6 会期の決定について>
- ○議長(小林千津子)

次に、日程第6、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いま す。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長(小林千津子)

ご異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

- <日程第7・8 第3・4号議案>
- ○議長(小林千津子)

次に、日程第7、第3号議案、北播磨総合医療センター企業団人事行政の 運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてか ら、日程第8、第4号議案、平成30年度北播磨総合医療センター企業団病 院事業会計決算の認定についてまで一括して議題といたします。 仲田企業長から提案理由の説明を聞きます。

仲田企業長。

<企業長 提案理由説明>

○企業長(仲田一彦)

このたびの定例会に上程いたしました議案につきましては、条例議案1件、 決算議案1件、合わせて2件であります。

まず、北播磨総合医療センター企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、新たに会計年度任用職員制度が創設されることなどに伴い、関係条項を改正するものでございます。

次に、平成30年度会計の決算認定につきましては、法の定めるところに 従い、監査委員の意見書を添えて議会の認定を得ようとするものでございま す。

なお、議案の詳しい内容につきましては、管理部長から説明をいたします ので、何とぞ議員各位におかれましては、一層のご精励を賜り、慎重なるご 審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小林千津子)

次に、事務局。

○管理部長 (藤井大)

それでは、議案書つづりの3枚目をお願いいたします。

まず、第3号議案、北播磨総合医療センター企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定について提案説明をいたします。

議案書の第3号議案をごらんください。

改正の理由といたしましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、新たに会計年度任用職員制度が創設されること及び「成年被後見人等」が地方公務員法の欠格条項から削除されることなどに伴い、関係条項を改正するものでございます。

今回の会計年度任用職員制度の創設により、当該職員の任用、服務規律等を整備し、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るもので、当企業団では、現行の「嘱託職員」と「日々雇用職員」が「会計年度任用職員」へ移行することとなります。

また、「会計年度任用職員」は、その勤務時間により、「フルタイム会計年度任用職員」と「パートタイム会計年度任用職員」に区分されます。

改正の内容といたしましては、まず、人事行政の運営等の状況の公表に関

する条例の改正では、職員の任用や勤務条件等を公表する対象に、「フルタイム会計年度任用職員」を加えるものでございます。

次に、職員の分限の手続及び効果に関する条例の改正の第2条関係では、 引用する地方公務員法の「成年被後見人等」の削除に伴う号ずれ対応を行う ものでございます。

また、第3条関係では、職員の分限による「会計年度任用職員」の休職の 期間を、任期の範囲と定めるものです。

次に、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の改正では、減給する給与の対象を、国の準則により、給料及び地域手当とするものであります。

次に、職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正の第5条関係では、 引用する地方公務員法の「成年被後見人等」の削除によるものです。

また、第6条関係では、給与の種類について、「フルタイム会計年度任用職員」と「パートタイム会計年度任用職員」に区分して、それぞれ定めるものでございます。

次に、一般職の職員の退職手当に関する条例の改正の第7条関係は、引用 する地方公務員法の「成年被後見人等」の削除によるものです。

また、第8条関係では、「フルタイム会計年度任用職員」を退職手当の支給 対象に含めるものでございます。

なお、この条例の施行日は、令和2年4月1日からの施行とするもので、 そのうち、第2条、第5条及び第7条関係の改正は、根拠法令の施行日に合 わせ、令和元年12月14日からの施行としています。

以上が条例改正についての議案でございます。

次に、第4号議案、平成30年度北播磨総合医療センター企業団病院事業 会計決算の認定について提案説明をいたします。

別冊の決算書類の12ページをごらんください。決算の金額については、 千円単位で申し上げます。

まず、事業の報告といたしまして、上段の総括事項の中ほどでありますが、 平成30年度は、統合から4年半が経過し、初期研修医が24名、後期研修 医27名を含む医師149名の体制でスタートしました。

機構面においては、がんの治療に関する相談やがん患者の療養上の相談などに対応するため、「がん相談支援センター」を新たに設置するとともに、標榜診療科名を変更することにより、患者さんに診療内容が分かりやすくするために、4月に「神経内科」を「脳神経内科」に、7月に「精神科」を「精神経科」に改め、さらに10月には、当医療センターが乳がんの手術や治療を行っていることをより知ってもらうために、「乳腺外科」を新たに標榜し、

診療科数は、内科系18科、外科系16科の計34科となりました。

また、平成29年度の実施状況の報告・評価及び改革プランの数値目標改定のために、改革プラン評価委員会を7月と12月に開催し、審議過程と新たな目標数値をホームページに公表しました。

本年度は、医療サービスの質的向上を図り、安全・安心な医療の提供と患者満足度を高めるとともに、収益確保や経費節減に努め、さらに職員確保、 就業環境を改善するため、職員宿舎、仮眠室、病児保育室の整備工事を実施 しました。

また、がん治療に係る医療機能の強化などのため、化学療法室等増設の設計業務を進めました。

その結果、アの業務状況は、記載のとおり、入院患者数は延べ14万6,064人、1日平均400.2人で、外来患者数は延べ24万4,895人、1日平均1,003.7人となりました。年度末の使用許可病床数は450床で、救急10床、人間ドック5床を除く稼働病床に対する病床利用率は92.0%となりました。

イの収支状況は、収益的収支では、経常収益は172億6,694万4,000円、経常費用は169億2,844万6,000円で、差引経常損益は3億3,849万8,000円の3年連続の黒字となり、これに特別収支を加えた本年度の純収益は2億806万8,000円の黒字となりました。

次に、ページを戻っていただいて、2ページをごらんください。

1の収益的収入及び支出ですが、収入は、表の上段、中ほどでございますが、税込決算額173億4,338万円でございます。支出は、3ページの中ほどですが、税込決算額172億9,951万4,000円となっています。次に、4ページ、5ページをごらんください。

2の資本的収入及び支出ですが、収入は、5ページの上段で、税込決算額 10億8,423万2,000円でございます。支出は、同じく中ほどの、税 込決算額20億747万3,000円となっています。

なお、表の下の欄外に記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額9億4,808万円は、損益勘定留保資金等により補填しました。

また、今年度は、翌年度繰越額を計上しており、内容は、腹部超音波診断装置の購入費1,998万円と生理検査システムのHDD増設費486万円の合計2,484万円の繰り越しを行っております。

続きまして、8ページをごらんください。

剰余金処分について説明いたします。剰余金については、本年度末残高9 億9,148万6,000円全額を翌年度へ繰り越しいたします。 以上が決算の認定についての説明でございます。

以上、提案説明といたします。

○議長(小林千津子)

事務局の提案理由説明は終わりました。

これより質疑並びに一般質問に入ります。

通告により、順次、発言を許可します。

4番、河島三奈議員。

○4番(河島三奈)

議長のお許しをいただきましたので、通告により発言をさせていただきます。私からは2項目6点について一般質問をさせていただきます。

当病院開院から6年目に入り、患者数も順調に伸びてきています。先般の病院改革プランの評価委員会でも、病院の運営をよくやっているとの評価で、 今後ますますの充実が望まれるところです。

1日の外来患者数が1,000人を超え、入院患者数も増加の一途をたどり、それに比例して医療関係者も増え、通院や通勤に係る自家用車の増加によって、問題点も増えております。

また、診察にかかる時間、待ち時間に関しても、診療科によっては長くなってきているように思います。

以上のことから、次の2項目について質問をいたします。

第1項目、病院駐車場での安全対策について。

本年度には、病院の駐車場の不足に対応するため、約300台分の駐車場整備事業に着手をされております。現状では、駐車場不足への臨時的対応として、病院西側の管理者用道路を職員の駐車スペースとして利用されており、整然と並べてあるとはいえ、植木の下などに職員の自動車が駐車している環境がよい状態とは言えない中で、全体の駐車可能台数が増えることは大変喜ばしいことでありますが、一方で、自動車の数も増え、主に駐車場内の安全対策が重要になってくると考えます。

以上から、次の3点についてお伺いいたします。

1点目、開院からの駐車場及び病院周辺での事故の件数と分析について。 現在までで把握されているヒヤリハットをはじめ、事故件数とその分析に関 してお伺いをいたします。

2点目、今後の安全対策について。今後の駐車場内また病院周辺の警備員 の配置等、安全対策についてお伺いをいたします。

3点目、障害者用駐車スペースについて。現在の使用方法の問題点はないか、今後の運用の仕方についてどのような考えがあるかをお伺いいたします。

第2項目、診察の待ち時間が長時間になることへの対策について。

診察や会計時の待ち時間の長さが、開院当時から苦情などとしてたくさん 寄せられています。ただでさえ体調の悪い方が集まる場所なので、一刻も早 く医師に診ていただきたいと思う不安感や心配の精神的なもの、また、一刻 も早く帰って休みたいという身体的なもの、もろもろの理由によって、いつ もとは違う心のありようであることが第一ではないかと考えます。その不快 感を解消することが、待ち時間に対する苦情への対処につながると考え、次 の3点についてお伺いいたします。

1点目、会計時について。曜日によって若干の差異があるとは思いますが、 時には、会計計算機の前で長蛇の列になるときがあります。呼び出し機が鳴ってから、患者の方々が会計機に動くわけですから、1人当たりの会計その ものに時間がかかっていると考えられます。例えばクレジットカード払いな どなら、もたつくこともなく、スムーズに動けるのではないかと思いますが、 キャッシュレス推進に対しての取組など、会計時の時間の短縮などをどのよ うに考えておられるかをお伺いいたします。

2点目、診療時について。予約時間のとり方について、診療科によって違いがあるとは思いますが、現在は、1時間につき4人から3人ぐらいの間隔で予約をとっているのかと思います。その時間配分について適正であるのか、診察していただける医師の考え方などは把握されていますか。また、事務方と現場の方との間で意見交換など行われているのでしょうか。行われているのであれば、その内容と取組についてお伺いをいたします。

3点目、病院内のインフラについて。待ち時間の表示や緊急の患者への対応でおくれていますなどの案内がもう少し充実していただければありがたいなと個人的には感じることが多いです。先ほども申し上げましたが、ただでさえ不安で心配な精神状態である上に、いつまで待てばよいのか、なぜこんなに時間がかかるのか、そのことが分からない状態でいることがいら立ちの原因ではないかと思います。それを少しでも改善できるように、説明にかわる何かが必要ではないかと感じています。案内の文字の色を変えるとか、アプローチの仕方を変えるなどの取組が必要なのではないかと感じています。このことに関して、どのように考えておられるかをお伺いいたします。

以上、私から6点について質問させていただきます。答弁は事務局にお願いいたします。

○議長(小林千津子)

事務局。

質問に対し、答弁を求めます。

○管理部参与(平田和也)

まず、第1項目1点目、開院からの駐車場及び病院周辺での事故の件数と 分析についてお答えします。

当院駐車場内における患者さんなど来院者の間での物損事故など、事故の 当事者間で解決されるべき案件については病院が直接関与していないため、 その発生件数は原則把握しておりませんが、前方左右確認不足による車両同 士の追突事故がこれまでに数件発生したと認識しています。

当院が管理する案内看板等施設の損傷を伴うような重大な事故については、 平成26年6月の当院時間外入り口東側、身体障害者専用駐車場看板の全損 事故、令和元年6月の南側来院者駐車場P3エリア内で発生した人身事故の 2件となっています。事故原因は、いずれも運転者のアクセルとブレーキの 操作ミスによるものです。

第1項目2点目、今後の安全対策についてお答えします。

当院では、駐車場内での交通事故を未然に防ぐこと及び円滑な交通誘導を目的として、警備員を平日の午前7時30分から午前10時までは、時間外入り口東側の身体障害者駐車場及び南側来院者駐車場へそれぞれ1名ずつ配置、午前10時から11時30分までは、南側来院者駐車場に1名から2名を配置し、交通誘導警備を行っています。その後、11時30分から16時までは、来院者駐車場を含む駐車場全域を警備員1名が巡回し、駐車場内の安全確認を行っています。

また、駐車場内の交差点では、運転者から見通しがきくよう植栽帯の管理 に十分配慮し、安全確保に努めています。

今後も、駐車場の状況を見ながら、混雑時には警備員を増員するなど、的 確に対応してまいります。

なお、駐車場の整備面では、各駐車場の間に歩道を設けて歩行者と自動車を分離するほか、若年者から高齢者まで全ての運転者が駐車しやすいよう配慮し、幅2.5メートル、奥行き5メートルと広い駐車区画を採用しています。さらに、本館南側来院者駐車場のほぼ中央部分で、本館へとつながる歩道にはひさしを設置するなど、駐車場利用者の安全性及び利便性に配慮した設計としています。

次に、第1項目3点目、障害者用駐車スペースについてお答えします。

現在、身体障害者駐車場は、時間外入り口東側駐車場に配置しております 来院者駐車場70台のうち、22台分を身体障害者用駐車場として運用して います。その内訳は、身体障害者専用が15台、身体障害者の方を含め妊産 婦や傷病人の方など一時的に歩行困難な方も優先的に駐車できる譲り合い駐 車場を7台設置しています。

その運用方法は、2点目でもお答えしましたとおり、午前7時30分から午前10時まで警備員を1名配置し、交通誘導警備を行っております。

開院からまもなく6年を迎えますが、平成28年9月ごろまで、全体の駐車場不足などから健常者が障害者用駐車場に車をとめているといった苦情が多くありましたが、一般の臨時駐車場を確保して以降、苦情件数は各段に減少しました。

しかしながら、苦情件数は全くないわけでなく、駐車中の利用者車両に「障害者マーク」や「譲り合い駐車場利用証」の張りつけがないことに対しまして、「健常者が駐車しているのではないか」といった苦情をお受けする場合がございます。その際の対応といたしましては、警備員から、「障害者マーク」や「譲り合い駐車場利用証」の張りつけにかかわらず、利用者の状況を見て判断している旨の説明をさせていただき、ご理解をいただいております。また、本来利用すべきでない方が来られた場合においても、一般の来院者駐車場への移動について、ご協力をお願いするなどの対応を行っておりますので、現在のところ、大きなトラブルなく運用できております。

今後も引き続き、適正な駐車場管理に努めてまいります。

次に、第2項目1点目、会計時のキャッシュレス化推進に対しての取組などについてお答えします。

当医療センターも開院後6年が経過し、地域の急性期の中核病院として、その診療機能の充実から、入院・外来の患者数は順調に増加しております。

しかしながら、患者数の増加に伴い、医師不足の診療科における外来診察 待ちやシステム操作等による会計の待ち時間が発生しているところです。

会計の待ち時間が長くなっていることについては、患者さんの平均年齢が64歳と高齢化が進んでいることもあり、操作手順の案内表示や案内係の配置をしているものの、自動精算機の操作に時間を要することがあります。

待ち時間の短縮に向けたキャッシュレス化の取組としましては、開院時よりキャッシュカードでの支払いが可能となっております。現在は、VISA、JCB、イオンの3社のキャッシュカードが利用でき、支払い金額の約3割がキャッシュカードでの支払いとなっています。JCBが行ったクレジットカードの2018年度利用実態調査の結果を見ますと、クレジットカードで支払いを行っている割合は、携帯電話、スーパーマーケット、飲食店、コンビニなど上位の業種でも3割前後となっていますので、クレジットカードの一定の利用者は確保できていると考えています。

また、同じ調査によりますと、電子マネーについては、保有率84%、利

用率は70%と高い割合ですが、1回当たりの使用限度額が1万円から2万9,000円と低いため、医療費の支払いには適さず、また、チャージ不足時の対応が困難なことから、自動精算機での利用はできません。

なお、次年度の電子カルテ更新時には、自動精算機の増設を検討しております。

次に、第2項目2点目、診療予約の時間配分とその考え方などについてお答えします。

診察予約時間の設定につきましては、初診か再診かで違いはありますが、 基本的には診療科ごとに、患者さんの平均の診療時間をもとに適正な診察人 数を算出し、30分単位での診察枠を設定しています。

特に、患者数が多い循環器内科や消化器内科など、初診と再診を区分している診療科は比較的スムーズに診察が行えていますが、初再診を一診で行う診療科では、診察予約のない初診患者さんが多くなると、予約枠をオーバーし、診察のおくれにつながっている状況があります。

特に、待ち時間が長くなっている泌尿器科では、近隣の医療機関でも医師不足により規模の縮小となり、当医療センターに患者さんが集中している中で、待ち時間対策として、完全予約制の導入の検討を行っています。導入した場合は、紹介状がなければ受診できなくなるため、完全予約制を導入している整形外科などと同様、直接来院されても受診できなくなります。

さらに、採血待ち時間対策として、検査部門と管理部で調整し、採血ブースの増設に取組み、今月中に施設改修が完了する見込みです。これにより、血液検査がより迅速に実施でき、円滑な診察につながり、診察待ち時間の縮減に寄与するものと期待しています。

次に、第2項目3点目、待ち時間のいら立ちの原因の改善に係る取組についてお答えします。

当医療センターでは、呼び出し機を導入しておりますので、院内のどこで お待ちいただいていてもお呼び出しできるシステムとなっています。

診察待ち時間については、患者さんの状態や緊急対応などにより大きく変わることがあり、案内表示も容易ではありませんが、診療待ちが長くなるときは、各ブロックで担当者が、分かりやすいようにテロップ表示や案内板等により、待ち時間をお知らせするようにしています。

患者さんの診察の順番については、患者さんの検査結果待ちなど、個々の 状況により診察直前まで確定しないため、診察中及び中待合でお待ちの方以 外の番号表示は行っておりません。

以上、答弁といたします。

○議長(小林千津子)

答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

【「議長」の声あり】

〇議長(小林千津子)

4番、河島三奈議員。

○4番(河島三奈)

各項目につきまして、ご丁寧な答弁をありがとうございます。

全部、いろいろ取組に努力していただいているということは理解できましたので、またこれからもどうぞよろしくお願いいたしますということです。 それから、再質問ですけれども、1点だけ。

○議長(小林千津子)

答弁者を先に。

○4番(河島三奈)

答弁者は事務局にお願いいたします。

2項目なんですけれども、泌尿器科の待ち時間というのが大変長くなっているということが、もうずっと、開院当時からですけれども、市民さんからの声として、私の耳にも入ってくるのでありますけれども、その待ち時間が5時間、6時間とかという話も普通に聞こえてくるわけですが、それは仕方ないとして、患者さん自身も理解はされていると思うんですけれども、そんなに長時間になるぐらいでしたら、1回家に帰って、用事を済ませてから時間に来たいということがあると思うんですが、そういう場合はどのようにされているのでしょうか。1回家に帰るということは許されているんですかね。そこら辺のちょっと取組というか、こういうことに気をつけています、お願いしてますみたいなことがあれば、お答えしていただきたいと思います。

再質問としては以上でお願いいたします。

○議長(小林千津子)

再質問に対し、答弁を求めます。

事務局。

○理事(松井誠)

再質問にお答えをいたします。

先ほど議員ご指摘のとおり、待ち時間が非常に長くなっています泌尿器科でございますが、特に月曜日が非常に長くて、3時間を超える待ち時間というのがよく出てきます。特に長くなる場合につきましては、患者さんに一度、許せる範囲ですけれども、お車で来られているような患者さんでしたら、お

話をして、一度家に帰っていただいて、それから、診察の順番が近づいてきますとまた連絡をするといった対応も実際にやっております。これは、三木の市民病院のときから何かそういうようなことも一部されていたということで、そういったことも、できるだけ患者さんの方に配慮して、やっているというのが今の実態で、お話長くなりますけれども、泌尿器科につきましては、月曜と、それから火曜と木曜と診察日があります。診察が、近隣の西脇病院等々を含めて、泌尿器科が少なくなってきて、ここに非常に多くの患者さんがみえているというのが実態です。その中で、曜日は3日なんですが、それ以外は検査とか手術とかも非常に混んでいるので、外来の日を増やすということができないというふうな実態がありまして、先生方、頑張っていただいているんですが、非常に患者さんが多いといったことで、先ほど言われたような対応は既にやっています。

それから、加えて、紹介状を持って来ていただく中で、紹介の予約というふうなことが普通あるんですけれども、診察をされた開業医の先生方から予約をいただいて、そして、「いついつですよ」というふうに診察予約をされると比較的スムーズにいくんですけれども、紹介状はあるんですが予約のない患者さんが大体月に20人程度、それから紹介状のない患者さんが10名程度、30名弱ぐらいで、そういう方が、診察の日でいいますと、1日、二、三人ぐらいか、入ってこられます。そうすると、診察のときに、紹介状があっても予約のない人はかえって時間がかかるといいますか、先生方の、開業医さんの検査がどこまでできていて、どういう症状ということを先生がずっと紹介状をそこで見られて、それから患者さんと対応になるので、かえって時間がかかるということで、これにつきましては、地域の地域医療連携室を通じて、開業医の先生方にも、必ず予約をとっていただきたいというふうにお願いをしているところがございます。

それから、患者さんが非常に多いということで、できるだけかかりつけ医に行っていただければというふうにしているんですけれども、どうしてもここで、ほかの診療科もかかっているので、ここで診察を受けたいという方があって、なかなか進んでないんですが、そのあたりも、先生方にもう少し強くかかりつけ医の受診をお願いしたいというふうに勧めていただこうかなと思っています。

それから、もう1点ですけれども、先ほど、30分の診察の予約の枠があるということを申し上げましたけれども、これに関連して、少し午前中の枠で、どうしても患者さんが午前中にということで、予約枠が膨れているような状態がありますので、このあたりが、結局少しずつ押してくると、後ろの

方が待ち時間非常に長くなるので、先生方と、それから看護師等、調整をして、その30分の枠をもう少しきちっと、適正な運用をするということが1つと、それから、あと、全体の患者さん多いですので、午後の遅い時間に少し予約枠を広げるといったことも、今後検討してまいりたいというふうに思っています。

いずれにしましても、泌尿器科というのは外来の診察時に、例えば膀胱の洗浄ですとか、そういった処置もあるので、ほかの診療科よりも少し診察時間が、お一人の時間が長くなるような傾向がございます。そういったことがありますので、今後も引き続き、できるだけ待ち時間が適正に、長くならないように取組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、再質問に対する答弁といたします。

○議長(小林千津子)

答弁は終わりました。

【「議長」の声あり】

○議長 (小林千津子)

副企業長。

○副企業長(蓬萊務)

副企業長の立場ですけれども、この件、ポイントは、泌尿器科というのは本当に話題になっているんですけれど、ポイントは2つなんです。1つは採尿ということ、それから採血という、この2つの結果を見て、診察に入るんですね。診察時間は、先ほどのような洗浄というのはあまりないんですけども、その時間は、いわゆる診察時間はあんまり長くないけども、その前にある採血をして、あるいは採尿をして、その結果のために1時間ないし2時間かかることが、これが一番の、ほかの科とかなり違うところですね。その結果を見てから、先生が判断をして、それから患者に入ってもらって再開すると。ですから、先ほどの最初の答弁にありましたように、採血時間を、ブースを増やすということを言っているでしょう。採血がもっと早く結果が出るように、採尿の結果がもっと早く出るように、そこは物理的にやろうと思ったら、できないことはないんですよ。これをするというのが1つですね。

それから、もう1つは、予約の仕方について、医師が予約するんじゃなくて、補助員が、プロダクションのスケジュールと同じように、インターバルに対して、第三者がこの期間の、これ、30分、無理ですと、もう少しずらした方がええとかいう、そういうアドバイスをすることも、組織の中では一遍そういうことも検討しなさいということをしているということですね。

一番今の話題になっているのは、「もう北播磨へ行ったら、待ち時間長いか

ら大変や」というのは、この泌尿器科の問題が、まるで全ての診療科において待ち時間が長いような印象を受けているというのは、実は、診察時間が、繰り返すようですけども、長いのではなくて、それの前段階の準備の結果待ちが長過ぎるということなんですね。その問題を解決しようと思ったら、これは医師の問題ではなくて、もちろん医師の数を増やすということも大事だけども、それよりも、その前の問題を解決する方が即効薬的に効くということです。それが最初の答弁です。ご理解いただきたいと思いますけども、以上、参考までに申し上げておきます。

○議長(小林千津子)

答弁は終わりました。

再々質問はありませんか。

【「議長」の声あり】

○議長(小林千津子) 河島三奈議員。

○4番(河島三奈)

ありがとうございます。今、副企業長も言われたことも、私個人としては 理解しているつもりなんです。でも、必要なのは、市民の方々にどう分かっ ていただけるか、どういうふうに考え直していただけるかというところやと 思いますので、1項目めも2項目めもそうなんですけれども、病院から市民 に対しての情報の発信であったりとか、説明を初めに言っていく、待ち時間 の理由に関してもそうですし、そういう採血、採尿の検査に時間がかかって いるのが大きな理由なのであれば、それを初めに理由として説明して、こう いうふうな取組をしているという発信がすごい大事かなと思っておりますの で、その発信について、病院フェスタとか、いろいろやってらっしゃいます けれども、そのいろいろな機会を捉まえて、情報を発信、説明していくとい うことを、細かくアピールしていく必要があるかなと私は思っていますので、 そのことについて、病院からどういうふうに市民に発信していくか、アピー ルしていくか、説明していくかというところを、具体的な取組とかあれば、 お答え願いたいなと思います。それは企業長にお願いいたします。

○議長(小林千津子)

企業長。

〇企業長(仲田一彦)

再々質問ということでありますが、来られた患者さんに丁寧に説明していく、また、あとは、病院としての取組もありますが、また小野市、三木市、 ご相談の上ということになりますが、例えば両市の広報紙ということも考え られますし、載せる場合は当然両市載せないといけないと思いますので、そ の辺はまた内部で検討していきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(小林千津子)

以上で河島議員の質問は終わりました。

次に、6番、久後淳司議員の質問を許可します。

久後淳司議員。

○6番(久後淳司)

小野市議会、市民クラブの久後淳司でございます。私からは2項目につきまして質問させていただきます。いずれも答弁者は事務局お願いいたします。 第1項目、産婦人科医の体制について。

北播磨地域の中で、三木市、加東市、多可町に現在分娩できる産婦人科はなく、新聞報道にもありましたが、市立加西病院は来年2月から分娩医療を休止予定となっています。また、小野市には3病院、西脇市には2病院、分娩できる医療機関がございますが、今年の7月に、小野市にある小野レディースクリニックが来年3月より分娩を中止されるとホームページ上に告知されています。つまり、来年3月以降に北播磨5市1町において分娩できる医療機関は、当医療センターを含めまして、実質4病院となります。

そこで、当医療センターのホームページを拝見しますと、現在、当院の産婦人科医は常勤医師1名、非常勤医師2名体制となっております。分娩はいつ訪れるか分からず、安全な出産が求められるところですが、24時間いつ訪れるか分からない分娩に対する緊急時の受入れ体制と、他の産婦人科医院との連携について伺います。

第2項目、小児・AYA世代のがん治療の対応について。

小児がんとは、一般的に15歳未満の子供に発生するがんを指しており、AYA、アドレセント・アンド・ヤングアダルト、思春期、若年成人世代とは、国立がん研究センターの情報によりますと、15から39歳までとし、人口10万人当たりの罹患率を見ると、ゼロ歳から14歳で12.3人、15から19歳で14.2人、20代で31.1人、30代で91.1人となっており、これを日本全体の人口に当てはめると、1年間にがんと診断されているのは、ゼロから14歳で約2,100例、15歳から19歳で約900例、20代で約4,200例、30代で約1万6,300例に上ると推計されています。

しかし、頻度が少ないため、医療機関も医療者も経験が少ない傾向にあり、 特に小児期と成人期の間にあるAYA世代の患者の方々の場合、例えば病気 の治療が生殖機能に及ぼす影響や、思春期という多感な時期に罹患すること による精神的なストレス、家族、学校、社会、結婚、将来への不安など、さ まざまな問題を抱えることになります。

そこで、当医療センターにおいて、小児及びAYA世代のがんの罹患が発見された場合、治療やケア等の対応についてお伺いいたします。

以上、質問といたします。

○議長(小林千津子)

質問に対し、答弁を求めます。

事務局。

○管理部長 (藤井大)

第1項目、産婦人科医の緊急時の受入れ体制と、他の産婦人科医院との連携についてお答えをいたします。

当医療センターの産婦人科は、統合前の旧市民病院にはなかった地域の周 産期医療の充実を図るために、平成26年1月より新規診療科としてスター トしました。

妊娠前から持病がある方、それから妊娠中に病気を発症された方でも、他 科の医師と連携しながら妊娠経過を診ていき、総合病院として、他科と連携 しながら安全に分娩ができるよう体制を整えています。

現在は、常勤医師1名、非常勤医師2名の体制で、医師の夜間の宿直や宅直体制により、24時間体制で分娩の緊急時の対応も含めて、受入れが可能となっています。また、病棟には16名の助産師が所属し、分娩の受入れ、新生児・妊産婦管理などが的確に進行展開できるよう、産婦人科チーム全体で連携し、産婦人科の運営を行っています。

また、地域の医療機関から紹介は増加しておりまして、特に手術患者の紹介が多くなっております。持病をお持ちなどリスクの高い出産や、妊娠中に発病された方は積極的に受入れを行い、当医療センターでは対応できない母体異常等の出現時には、県立こども病院や加古川中央市民病院等周産期医療センターに紹介させていただいております。

一方、2次医療圏であります北播磨地域に目を向けますと、加東市や多可町では出産できる病院等がなく、質問にもございましたように、今後、加西市民病院の分娩の休止で加西市からも出産可能な病院等がなくなり、また、多くの出産実績があります小野市の小野レディースクリニックの分娩中止により、地域の出産できる施設の数がさらに減少することになります。このことは地域にとって非常に大きな問題であり、県や各自治体をはじめ関係機関による早期の積極的な取組を望むところでございます。

当医療センターとしましては、引き続き、地域の中核を担う病院として、地域の医療機関や県立こども病院、加古川中央市民病院などと緊密に連携しながら、安全・安心な周産期医療の充実と分娩機能の確保・維持を行っていくとともに、神戸大学への産婦人科医師の派遣要望や関連病院などへの医師紹介依頼、それから一般公募などによる募集など、当医療センターとして医師確保に取組んでまいりたいと考えております。

次に、第2項目、小児・AYA世代のがん治療の対応についてお答えいた します。

まず、当医療センターの小児・AYA世代のがん患者数は、2018年度 実績で、ゼロ歳から14歳が1人、15歳から19歳が2人、20代が4人、 30代が12人の合計19人となっています。これは、北播磨圏域の人口か ら推計いたしますと、全国平均よりもかなり少ない状況にございます。

小児のがん治療につきましては、当医療センターには、血液・がん関連の専門資格を有する小児科医が在籍をしており、小児の血液・がん治療を行う血液外来を開設しております。

また、当医療センターで対応が難しい症例については、小児がん拠点病院である兵庫県立こども病院と連携し、治療に当たっています。小児がん拠点病院というのは、全国で15施設しか認定されていない小児がん治療にすぐれた病院です。近くに小児がん拠点病院があり、連携をとれる体制にあることは、小児がん治療に対して非常に恵まれた環境であると言えます。

さらに、当医療センターも、小児がん拠点病院と小児がん患者等の長期の 診療体制強化のため連携する病院として、小児がん連携病院の認定取得に向 け、準備を進めているところでございます。

次に、AYA世代のがん治療についてですが、対象患者さんと個別にIC、ICといいますのは、インフォームド・コンセントということで、患者さんに対する十分な説明という意味ですが、ICを行い、理解と同意を得て、治療方法を決定しています。

AYA世代のがん患者さんへは、特に配慮が必要であるため、ICのときに医師によって説明内容や確認事項に差が出ないように、AYA世代の患者さんに対する病院としてのマニュアルを現在作成しているところでございます。

また、AYA世代の患者さんについては、病気の治療が生殖機能に及ぼす影響が懸念されるところであり、生殖機能の温存治療について、患者さんに確認しながら、希望される場合には、必要に応じて他の医療機関へ紹介をしています。

最後に、精神的なストレスや将来への不安などに対する患者さん等へのケアにつきましては、その対応部署として、がん相談支援センターを設置しております。がん相談支援センターは、看護師、社会福祉士を配置しており、がんの病態、標準的治療方法等、がんに関する一般的な情報の提供、がん患者さんの療養上の相談、就労に関する相談等、さまざまながんに関する相談に対応しています。

また、定期的にがん患者サロンを開催しており、がん患者さんやそのご家族同士で、悩みや不安などの情報共有や意見交換の場としてご利用をいただいております。

今後とも、各種研修会等を利用し、相談員のスキルアップを図り、患者さんに寄り添った対応ができるように取組んでまいります。

なお、当医療センターは、本年度4月に県指定のがん診療連携拠点病院に 認定されており、小児・AYA世代を含め、がん診療のさらなる充実に努め てまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長(小林千津子)

答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

【「議長」の声あり】

○議長(小林千津子)

久後淳司議員。

○6番(久後淳司)

それぞれにつき、丁寧なご答弁ありがとうございました。

それでは、各項目につきまして1点ずつ再質問させていただきます。

まず、第1項目の産婦人科医の体制について1点、こちら、答弁者は副企業長にお願いをいたします。

今後の小野市、三木市を含めました北播磨地域の医療圏においての産婦人 科医体制の強化について、企業団としての対応や理念について伺いたいと思 います。

先ほど答弁にもありましたが、この産婦人科医の問題といいますのは、北播磨だけではなく、地方にとっても特に切実な問題となっております。最近では、丹波篠山市の市内で唯一分娩できるささやま医療センターにおきましても、分娩休止の意向という報道がなされておりまして、署名運動に発展しております。ただ、この問題に関しましては、一医療センターが担うということではありませんし、対応し切れる問題でもないかというふうに思ってお

ります。やはり、まずは国や県も含め、行政でやっていかなればいけない課題でございますし、策を講じていかないといけない問題ではないかということは、それは重々承知しておりますが、1回目の答弁の際、小野市においても小野レディースクリニックで分娩ができなくなるという現実がございまして、そうなった場合に、分娩医療機関として、患者側から、受ける側からしますと、受入れてもらえるのだろうか、あるいは緊急時にどこへ行けばいいのかという不安につながることになります。また、近隣で受入れる側の医療センターにとりましても、今後、受入れの人数等で限度が出てくるかもしれないかなというふうに考えております。これは、小野市、三木市、両市に係る問題ではございますが、企業団としましても、北播磨地域全体の医療圏にとっても、どこにいても安心して子供を産み育てられるまちとして責任を持つということは、言うまでもなく非常に重要なことだと考えています。今後の産婦人科医の体制の強化について、企業団としての対応や理念について伺いたいというふうに思います。こちら、まず1点でございます。

第2項目、小児・AYA世代のがん治療の対応について、こちらも1点だけ再質問をさせていただきます。こちら、答弁は企業長にお願いしたいというふうに思っております。

小児がんにも対応したがん診療の拠点病院へ、今後、当医療センターを発展させていく考えはないかということについて伺いたいというふうに思います。

答弁にもございましたが、平成31年4月1日より、当医療センターは、 兵庫県知事から兵庫県指定がん診療連携拠点病院に認定されています。既に 当医療センターには、がん相談センターや緩和ケアチームなども体制がございます。小児がんといいますのは、全体から見ますと、先ほど、2018年で合計19人と、ゼロ歳から14歳に関しては1人ということで、わずかな症例かもしれないんですけれども、先ほどの産婦人科の問題と同様に、かけがえのない子供の命を守っていく、そういうことは、当医療センターであれば、小児がんとしての対応もできるというような病院であれば、万一の際、さらなる市民の方々の安心にもつながるんではないかなというふうに思っています。

小児がんに対応するに当たり、特に何らの認定を受けること等の必要要件 というのはないというふうに伺っておりますし、小野市、三木市の両市でも って運営していく当医療センターだからこそ、今はまだ小児がんについては 対応されてないと、連携ということではございますが、今後、将来に向けて、 小児がんに対しても対応していく医療センターの拠点となるということを願 っておりますが、今後対応させていく、発展させていくお考えはないか、企業長にお伺いしたいというふうに思います。

以上、再質問といたします。

○議長(小林千津子)

再質問に対し、答弁を求めます。

蓬萊副企業長。

○副企業長(蓬萊務)

再質問にお答えをいたします。

先ほどご指摘ありましたように、平成29年度のいわゆる北播磨における分娩件数というのは、ざっと1,920件あります。そのうち、先般、公的機関である加西市民病院が当時205、29年度205あったわけですけども、それを廃止ということになりました。今度、小野レディースクリニックが来年の3月末でもって、29年度実績というのは547件、両方合わせますと752件ということになりますから、ざっと1,920件分の750でありますから39%、約4割がこの北播磨の中で、今まで分娩をやっていたことができなくなるということであります。

こういう状況の中で、まず企業団としてどうしていくかについては、もともとこの病院そのものは、先ほども答弁をいたしましたように、重度の、いわゆる治療を要する、緊急を要する人たちを中心として受入れる病院の性格があります。それを優先していくということでありますので、いわゆる通常分娩等については、これは他の病院で、今までは基本的に受入れておったということなんですね。そういう実態を踏まえた上で、この件につきましては、既に北播磨5市1町のいわゆる担当健康福祉部長等、関係する担当部長が、5市1町が北播磨県民局等で打ち合わせをやっております。

本来は、こういう重要な情報発信というのは、大事なことは、まず実態を明快に、やっぱりまず情報発信をして、理解を求めるということをしないと、知らなかったということになったら大変なことになるので、本来は県が主体的に、まずは実態と対応について、どのようにするのかということをまずやっていく必要があると。

この件については、企業団としての管理をする立場と、小野市長としての 立場において、県民局には、早急にその対応と情報発信をしてほしいという ことを申し上げましたけども、県民局としては、本庁と打ち合わせた上にお いて、しかるべきときに発表すると。しかし、きょう、ご質問ありますので、 お答えしなければいけませんから、結果的にはもう情報発信をしてしまった ということになるんですけども、これが、まず県として主体的にやっていく と、その次に自治体として、まず加西病院等は自治体病院として、その責務のために、医師の確保のために奔走されて、どうするかということをやるべきであろうと思います。同時に、レディースは民間の事業主でありますから、民間は民間として、特に小野レディースの先生方によりますと、分娩するためには大体最低3名必要なんですね。それに、いわゆる助産師が必要ということになりますから、1人欠けますと、2人では出産ができないという、こういう状況、つまり夜間、24時間体制になるもんですから、そういうことで、今、個別に、民間の事業主として対応しているということになります。それと、もう1つは、我々自治体として、この企業団として、今、この北播磨医療センターはおおむね180ぐらいですか、まだ200ぐらいです、件数としては。分娩件数ですね。内容は、しかし、全く違うわけでありますから、もちろん通常分娩もありますけれども、それ以外も分娩を受入れているということでありますから、それぞれ役割分担が違うという性格上、対応は当然、同一のような対応をするというわけにはいきません。

そういう中で、現時点ではまだ、まず1番に、それぞれの、県は県、それから公立病院は公立病院、それから事業主としてのレディースはレディースで努力をされて、何とか医師の確保を独自にやって、分娩が再開できるよという努力はされています。しかし、現実問題は非常に難しいという状況にあるというのは、これはこの北播磨だけの問題ではなくて、もう全国的な問題として、今、大きくクローズアップされているという状況です。

その中で、どのような考え方で、理念で、そして、どのような対応をしていくかということでありますが、1つは、企業団としては、今のそういう、北播磨総合医療センターとしての責務における、対応する患者さんのために、少しでも受入れ件数を増やすことはできないかという努力はするというのは、病院としての使命だと思います。それ以外のところは、先ほど来、申し上げているように、独自でやっぱり努力していただくしか、現実にはないということであります。

それからもう1つは、一般論として言えるのは、例えば産科のオープンシステムといいまして、3人と3人で大体、それに助産師がつけばいいんですけども、それが1人ずつ欠けたということになると、2つの組織ができないということは、あとの2人の人は、産科医、医師としての診察はやるけれども、不妊治療とか、いろんなことですね。分娩はできないということになる。ただし、3と3で6人おったら、1人が欠員しますと、2名、2名のうちの、それがもう1人、どちらかが、誰かが入られると3名になるわけですね。そういうことで、どこかの拠点病院で、お互いに集まって3人でやるというの

はオープンシステムというんですが、そういう方法も1つの仕組みとしてはあるだろうということがあるんですが、これも、公的機関と民間の機関が同時に同じ次元で議論できるかということになると、なかなかこれは、どこかが主体的にリーダーシップをとっていかないと、ここに県の役割があるんですということを私は言っているんですけども、まだ、もうちょっと待ってくださいという、現実にはそういうふうな、私から言うといらいらする、スピード感のない対応やといつも言うんですけども、現実はそういうことです。

ですから、いろいろ申し上げたいわけでありますけれども、まずは、現実 を皆さんに知っていただくということが1つと、それから、もう1つは、今 言うた件数も、これだけもう既にホームページに載っているにもかかわらず に、あんまり問い合わせが、市長とかに、何かしてくれというのがないんで すよ。何でかというと、そのうちの、これ、計算してみないと分からないけ ども、少なくとも半分以上は、ひょっとしたら、里帰りして産む人が多いん ですね。そういう状態であったら、里帰りしないで、嫁ぎ先で病院を探して 出産したいという、その辺が実態が、実実態ということも把握しないと、例 えば私、個人的な話でありますけど、私の孫は4人、4人で8人おりますけ ど、全員が小野へ帰ってきて、住んでいるのはほかに、小野市外で住んでい るんですけど、帰ってきたところで大体出産する人、多いんですね。同じよ うに、小野市民も、三木市民の方も、多分外へ出られる方が、もともと実家 が地元ならば、帰ってきて産まはるということ。それがあかんということや ったら、それやったら、東京なら東京で出産しますということになることも あるわけですね。ですから、本来は、ニーズに応じたところで受ければ、そ れは一番いいわけですけど、ないからといって、じゃ、絶対大変かといった ら、そうでないというのは、そういう側面もあるんですね。その辺はやっぱ り調査をして、対応する必要があると思うんですよ。

以上、そういう状況で、ご質問に対する、どのような理念で、どのような対応をするということは、方法論はたくさんあるわけですけども、この企業団の対応としては、まずはしっかりと、そういう通常の分娩以外の人を優先的に見て、そして通常分娩の人もできるだけ受入れられるならば受入れる件数を増やすという努力をすると、これ以上に、現段階ですぐ対応できるという方法はないということで、もう少し全体の北播磨の現状を把握した上で、県あるいは自治体、そして民間の病院等もすり合わせしたいと思っております。

なお、小野・加東医師会等にも、その話を、医師会長さんとも話をしましたけども、「いや、大変ですね」と言うて、また人ごとですね、現実は。そう

いう状況なんで、「大変ですね」と言うのも分かるんですけども、じゃ、医師会として、具体的にどうやって動くかということについては処方箋がないと。結果的には、やっぱり小児科と産婦人科というのは、国家的レベルで今医師が不足しているという、その背景があるからということになります。非常に困難な問題だと、こう理解しておりますので、簡単にその対応というのは、ここで処方箋がぱっと出せるという状況ではないということをご理解いただきたいと思います。ただ、繰り返すけども、連携をとってやる方式はあるかもしれません。

以上、答弁といたします。

○議長(小林千津子)

次に、仲田企業長。

〇企業長(仲田一彦)

小児・AYA世代のがん治療を今後どう発展させていくのか、今後どのように取組んでいくのかということでありますが、先ほど事務局からも答弁ありましたように、全国に15か所の小児がん拠点病院が整備されておるわけでありますが、まずは、そこと連携しながらになろうかと思います。小児がん連携病院、現在、当医療センター、連携病院になっておりませんけども、なるための1つの要件であります専門医、当病院にも1人おられますので、まずは、小児がん連携病院となって、先ほど申し上げました、全国に15か所ある小児がん拠点病院と連携して、小児がん及びいわゆるAYA世代のがん患者の状態に応じた適切ながん医療を提供できるように努めていくということになろうかと思います。

先ほど、専門医1人と申し上げましたが、できましたら、専門医の確保に 向けても、今後、積極的に取組んでいきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長(小林千津子)

答弁は終わりました。

再々質問はありませんか。

以上で久後議員の質問は終わりました。

次に、1番、大西秀樹議員の質問を許可いたします。

大西議員。

○1番(大西秀樹)

三木市議会の大西秀樹でございます。

企業団議会へは、開院初期に参加させていただいて以来、2度目の企業団 議員ということで、不慣れなところもあるかと思いますが、企業長、副企業 長をはじめ当局の皆様におかれましては、ご理解をいただき、どうぞよろし くお願い申し上げます。

質問項目については2点ありまして、事務局にご答弁をお願いいたします。 まず初めは、北播磨総合医療センター勤務医や職員に対する各種ハラスメ ント対策についてであります。

現代社会において、さまざまなハラスメントにより被害を訴える方々がいらっしゃいます。会社等では、就労環境を保っていく上で、ハラスメント委員会等を設置して、対策をとっているところもあるようです。センターも、多くの医療従事者を雇用しているという観点から、ハラスメントに対応されていることと思いますので、次の2点についてお伺いいたします。

初めに、具体的なハラスメント対策や防止対策ではどのようなことをされているのか。委員会名、そして委員構成、担当窓口についてお伺いいたします。

- 2点目は、ハラスメント被害及び相談の現状についてお伺いいたします。
- 2点目の質問は、31年度当初予算の債務負担行為中、駐車場整備事業に ついてであります。

事業については、現在の駐車場は、患者数の増加等もあり、駐車場の不足が発生していることから、センター北側山林に約300台分の駐車場を整備するというものです。

駐車場の整備については、顧客ニーズに応える事業だと思いますので、速 やかに事業が進むことを期待していますが、当初予算の債務負担行為では、 限度額が示されていません。私は、三木市、小野市の両市でかかわって運営 する事業ですから、両市の市民に債務負担行為の限度額を真摯に示した上で、 事業を進めることが必要ではないかと考えます。

そこで、次の1点についてお伺いいたします。

駐車場整備委託料中の調査業務委託料、土地取得費、設計造成工事費や各種協議に係る費用など、概算費用の合計額及び内訳についてお伺いいたします。

以上で質問を終わります。次からは自席で行いますので、よろしくお願い いたします。

○議長(小林千津子)

質問に対し、答弁を求めます。

事務局。

○管理部長 (藤井大)

第1項目の1点目、具体的なハラスメント対策や防止対策についてお答え

をいたします。

地方公共団体においては、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇 の確保等に関する法律に基づいて、職場におけるハラスメントに関する雇用 管理上の措置を講じなければならないとされています。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律が本年6月に公布されまして、公布の日から1年を超えない範囲内において、政令で定める日を施行期日として、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務を新たに規定するなどを含む法律の改正がございました。

そのような中で、当企業団としましては、平成30年7月1日に北播磨総合医療センターにおけるハラスメントの防止等に関する規程を制定し、ハラスメントへの対応や防止の対策を行っております。

委員会の組織としましては、事案に迅速かつ適切に対応するためのハラスメント防止委員会と、事案の事実関係の確認、調査及び分析を行うためのハラスメント調査委員会がございます。

ハラスメント防止委員会の委員構成は、病院長を委員長とし、副委員長及 び委員は病院長が指名することになっており、現在は理事を副委員長とし、 その他の委員は診療部から1名、診療支援部から2名、看護部から2名、管 理部から1名、そして職員代表から1名の合計9名からなっています。

また、ハラスメント調査委員会は、委員長及び副委員長、委員で構成されまして、事案に応じて病院長が指名することになっております。

そして、担当する窓口は管理部経営管理課としており、事案が発生した場合の相談先としましては、医療職の主任以上の者、それから事務職の係長級以上の全職員を相談の対応者としております。

次に、2点目、ハラスメント被害及び相談の現状についてお答えをいたします。

まず、ハラスメント被害の現状でございますが、平成30年7月にハラスメントの防止等に関する規程を制定し、ハラスメント防止委員会を設置以降、ハラスメントとして認定した被害はございません。

また、相談の現状としましては、同じく30年7月以降、継続対応中のものも含めまして、相談件数は、パワーハラスメントが5件、セクシュアルハラスメントが1件、スメルハラスメントが1件、においに係るハラスメントというのがありまして、それをスメルハラスメントというんですが、その相談案件が1件の合計7件となっております。

次に、第2項目、当初予算の債務負担行為中、駐車場整備事業についてお

答えをいたします。

駐車場整備事業については、その事業の内容から、事業費の算出が困難なために、当初予算においては、駐車場整備事業(小野市土地開発公社委託買収事業)として、事業期間を平成31年度から平成33年度まで、元号が令和にかわりましたので令和3年度までということになりますが、事業期間を3年間として、その限度額を、駐車場整備事業用地(駐車台数約300台)に係る用地取得造成費に利子及び事務費等を加算した額として、債務負担行為を定めたものでございます。

本来、債務負担行為は、具体的な限度額を明記して定めることが望ましい ものでございますけれども、予算の規定を定めた地方公営企業法に基づく施 行規則第45条に定められました様式により、限度額の金額の表示が困難な ものにつきましては、当該欄に文言で記載することができるとされておりま して、今回の場合、文言により限度額を定めております。

当該事業の場合ですが、道路事業や建築事業のように、設計内容がおおむね決定できる事業費の予算を計上するというものではなく、企業団にはこういった開発事業のノウハウがないために、土地の登記簿の調査から入りまして、調査測量、それから環境調査、そして造成設計、用地の取得交渉、工事、許認可手続等、調査から完成までの一式の業務を、構成市であります小野市の土地開発公社に委託するという手法によって事業を進めるものでございます。

調査は、駐車場台数約300台、それから土地の面積で約1.3~クタール程度を予定しておりますが、先ほど言いましたように、そのプロセスの中には、調査結果に基づく整備事業区域の確定をしたり、それから用地取得交渉もございますし、関係機関の協議など、その調査結果や協議結果によって、その内容が大きく変動する要素が多く、調査の着手時点では、その事業費の特定が困難なものでございます。

なお、その後の進捗についてご説明をいたしますと、本年4月1日付けで 小野市土地開発公社と事業期間を3年間とする駐車場用地取得造成事業委託 契約を締結し、そして小野市土地開発公社では、駐車場造成に係る基本・実 施設計等業務を本年の7月8日に入札を実施し、各種調査から基本設計、実 施設計までを3,490万円、これは税抜きですが、で発注されております。

予定では、土地等調査結果による造成計画の検討と関係機関の協議等が調って実施設計が完成する時期としましては、令和2年の11月が完成予定となっております。それらの結果に基づいて事業費の調整を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようにお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(小林千津子)

答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

【「議長」の声あり】

○議長(小林千津子)

1番、大西秀樹議員。

○1番(大西秀樹)

答弁は事務局にお願いいたします。

まず最初に、ハラスメント対策についてなんですけれども、ハラスメント防止委員会の関係者の方は、るるお話しいただきまして、ちょっと書きとめることができませんでしたので、あれですけど、ハラスメント防止委員会があって、確認とか調査するハラスメント調査委員会とかがあって、それぞれの委員会で進めていかれるようなこと、お話がありました。あと、相談の窓口としては、管理部の経営管理課が行うというお話やったんですけれども、ただ、実際にハラスメントを受けている方々が、言うたら、身内の中での出来事に、相談がしやすい体制なのかどうかというところがあって、ここに第三者の相談窓口とか、第三者の方が入っていただいて、進めていくのも1つの方法ではないのかなと思っているんですが、それについていかがかなということと、この委員会が設置されているよというのは、医療関係者の皆さん方には、全員に周知されているのかどうか。今、先ほどおっしゃいました防止委員会であるとか調査委員会のメンバーが、メンバー構成も含めて、周知されているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

次は、債務負担行為の関係で、実際に算出することは困難かなとは思いますが、例えばこの医療センターの土地の購入については、予算は12億ぐらいでしたっけ。当初の計画では12億ぐらいやったんですよね。9万平米ほどやったんですかね。その辺の概算からはじいていっても、大体土地が平米幾らかなというのも分かるかなとも思うんです。この土地とその裏の土地では、また土地の価格、評価額も違うと思いますから、一概には言われへんと思うんですね。

しかしながら、駐車場については反対ではないんです。先ほど言ったように、反対ではない。しかし、実際にずっと事業が進んでいって、額が決定したころには、もうそこに両市の税金を投入しなければいけないんだと、一体幾らになるのかも分からないのに、そこにお金を投入するということが果たしていいのかな。ですので、今お伺いしたように、今分かっているだけの金

額だけでも、皆さんにご理解いただけるように周知していく必要があるんじゃないのかなということを考えているんです。

ここでお話をお伺いしなかったら、このまま債務負担行為の限度額がないまま最終まで来て、当初予算で幾らだという話になるかと思うんですけれども、そういう進め方ではなくて、その都度その都度、皆さんにご理解いただけるように予算を示していただきたいなと思いますし、できるだけ早くの時期で全体の額を示していただきたいなと思うんですね。そのことについていかがかなと、お伺いしたいと思います。

〇議長(小林千津子)

再質問に対し、答弁を求めます。

事務局。

〇理事(松井誠)

まず、1点目のハラスメントの対応につきましての再質問にお答えをいた します。

まず、再質問の1つ目は、相談しやすい窓口ということで、第三者のような方が入られた、そういうような体制はどうかということ。それから、2点目は、ハラスメントの対応について、院内の職員にどのように周知ができているのかといったこと、この2点だと思いますけれども、まず、1点目の相談しやすい窓口としまして、先ほど申し上げましたように、経営管理課が1つの窓口、それから、あと院内の主任、それから事務でいいますと係長級以上、全ての職員が対応するということで、これは、身内といえば、そうなんですけれども、1つは、例えば前所属であったり、それから中に話しやすい方もおられますので、職員が、自分の上司でなくても、どこでも相談ができるというふうなことで、できるだけ相談しやすい、気軽に相談できるというふうなことの体制をとっているところであります。

ただ、言われていますように、例えば第三者ということで、例えば弁護士 さんであったりとか、それからハラスメントのようなことを相談される専門 のそういったコンサル会社のようなところですとか、そういったことも想定 しないわけではないんですけれども、まず、できるだけ職場の中でいろんな、 簡単に相談ができるといったところで、相談体制をしていくのがいいんじゃ ないかなということで、去年の7月から取組んでいるところでございます。

それから、あともう1点は、この体制の周知でありますけれども、去年の7月1日からやっておりますけれども、病院の中ではいろんな体制とか、いろんな取組をするときには、院内で運営会議ということで、会議体を持っています。各所属長に、必ずこういう形でということで、病院の管理層であり

ます戦略会議で決めたものを、その運営会議を通して、全職員に知らせます。 それから、加えて、院内のネットの周知の方法がありますので、そういった ところでも職員に周知をして、この病院の中で働いています企業団の職員、 それから企業団職員でない委託の職員も含めて、全てにこの情報を周知して、 そして、いろんなところで情報を、相談ができて、防止委員会がこういうふ うなメンバーでありますという規則も含めて周知をして、そして、できるだ け芽の小さいうちにいろんな課題が浮き上がってきて、対応できるようにと いうことで、周知をしながら、対応しているというところでございます。

再質問に対する1つ目の答弁といたします。

○議長(小林千津子)

事務局。

○管理部長 (藤井大)

駐車場の第2項目についての再質問にお答えをいたします。

何点かございましたけれども、当初の用地の取得費から大体推計できるのではないかというご意見をいただきながら、分かっている金額だけでもというご質問と、それから、その都度予算を示してということで、税等が入る事業にもなるので早く示してほしいという、そういう再質問をいただきました。

事業費が、現着手時点では困難なということは、ある程度、議員の方もご理解をいただけたのかなというふうに思いますけれども、もう少し具体的にお話を説明させていただきますと、当該事業というのは、市街化区域の山林の開発ということになりまして、土地の地番図はあるんですけども、筆界も未確定で、どこに境界があってということも分かりませんし、それから、現地の地形は非常に丘陵地の斜面地になりますので、どのエリアをとれば、どういう土地、土量のバランスもとりながら、どういう宅盤ができてという、その面積も非常に、これから調査結果をもって、どの範囲を工事していこうかというような、そこからの事業になります。

土地の調査といいますと、隣接の地権者の方に来ていただいて、筆界の立ち会い、それから土地の測量、現況の地形も測量いたします。それらの結果に基づいて、区域内で土を外に出しますと、非常に高くつきますので、その開発区域内で土地の量を調整して、宅地をつくっていくという、そういう造成工事の計画をつくっていくということになります。

それから、開発行為というのは、雨水の関係で、下流域にいっとき水が出て、被害が出ないような配慮が必要なわけですが、それを、どういうことをするかといいますと、開発に伴って、調整池が要るのか要らないのか、それで、つくるんであれば、どれだけのボリュームか、それから、それのさらに

先に、水路の流量の能力まで注力して、河川までのそういう排出能力はある のか、ない場合は水路改修等の対応も必要になってくるケースもございます。

それから、このエリアには、絶滅危惧種に指定されておりましたオオタカの営巣地も一部、過去に確認されておるというとこもあるので、それの営巣の確認もしながら、それによって、区域を大分控えないといけないというような協議もしていく必要がございます。それらの自然環境の調査。

それから、土地の所有者であります、隣接はほとんどが兵庫県が所有されておる土地で、少し離れたところには民有地もあるんですけれども、兵庫県の方と、どういったエリアで買わせていただくか、それから単価もまだ全く白紙の状況であるということがございます。

それから、開発には関係する規制の法律がいろいろありまして、それの関連、関係部局、機関との協議の中で、こうしないといけないとか、ああしないといけないというような協議にもなりますので、それら全て含めますと、どういう工事になっていくかというのは、非常に現時点ではなかなか難しいということは、まずご理解いただければというふうに思います。

当初、12億の用地取得で、平米単価から概算して、大体事業費が算出できるんではないかという、ざっくり荒っぽく算出することは可能かもわからないとは思うんですが、ただ、当初は全体、非常に広い面積の中で、全体的にしていますので、造成の有効面積というのが、効率的な面がありますし、今度は、一部それに隣接する斜面地を利用した駐車場整備になりますので、効率的には非常に悪くなるというのは想定されますので、当初単価をもって算出するというのは、少しずれが大きくなるのではないかなということは思っています。

それから、ただ、ある程度の現況は認識した上で、ある程度の試算値としては持っておりまして、それをご説明、概算ということでさせていただきますと、調査設計費は既に契約が済んでおりますので、それが3,900万円、それから用地費で約4,000万円程度、それから造成費で約2億6,000万円程度、施工監理で1,600万円程度、それから周辺対策費やそれに係る、委託に係る人件費やら、公社の事務費等も合計しまして、全体で約4億2,000万円程度を今の概算値として推計しております。ただし、今までくどく申し上げましたように、非常に未確定な要素が大きいということで、この数字は大きく変わり得るものであるということをご理解いただきたいと思います。

それから、予算をできるだけ早期にということになりますが、債務負担行 為は本年度当初予算で設定させていただいておりまして、今後の予定では、 公社に一括委託していますので、完成後の土地を買い上げるという予算をつくるということになります。その時期は、令和3年度の当初予算に計上するということになる予定でございます。債務負担行為の予算の性格としましては、当該年度内であれば補正するということも可能なわけですが、過年度議決いただいた債務負担行為をさかのぼって補正するということは、予算上できないということになりますので、このような文言表示で設定をさせていただいております。

ただ、議員ご意見いただきましたように、今後、その進捗を見ながら、議員総会等で、その都度ご説明をさせていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上、再質問に対する答弁といたします。

○議長(小林千津子)

答弁は終わりました。

再々質問はありませんか。

【「議長」の声あり】

○議長(小林千津子)

1番、大西秀樹議員。

○1番(大西秀樹)

どうもありがとうございます。

ハラスメントの関係なんですけど、第三者機関を。

○議長(小林千津子)

答弁者を先に指定してください。

○1番(大西秀樹)

事務局。

ハラスメントの関係なんですけれども、第三者を入れてほしいというのは、 入れた方がいいんじゃないかというのは、病院の組織、僕、あまり分かって ないんですけれども、縦の流れがかなりあるようですよね。パワーバランス が、権力的なパワーバランスが、かなり強い権力的なパワーバランスがある ようで、それが、末端の職員の方が、末端の方が実際にそういう相談がかけ やすい状態にした方がいいんじゃないのかなという思いがあって、こういう お話をさせていただきました。ですので、今すぐどうのこうのというのは申 しませんが、関係している院内の皆さん方にご相談されるなり、提案される なりして、もう一度検討されてはいかがかなと思います。それが1点。

院内で周知しているという話であったんですけれども、僕が聞いた人の中 には、「え、そんなんあるの」みたいな方もやっぱりいらっしゃいます。です ので、僕が聞いた方がアンテナをあまり張ってないのか、皆さん方がちゃん と周知し切れてないのかどうかは分かりませんけれども、実際に知らない人 がいらっしゃるということは、行き届いてないということですので、その辺 もご理解いただいて、周知に努めていただきたいと思います。それが 2 点。

先ほどの債務負担行為の関係なんですけれども、言うと、用地の関係、駐 車場の整備の関係で、小野市さんの土地開発公社に白紙で委託したという格 好になると思うんですよ。僕たち議会としては、予算が分からないままずっ と最後まで来て、買い上げるときに幾らだったという話になるので、そのと きには反対も何もできない。反対するつもりはありませんよ。ですけれども、 実際に金額を示すということを努力された方がいいのかなと思って、こうい うお話をさせていただきました。例えば調査設計やったら調査設計で債務負 担行為で置いて、それが終わってから、後の整備事業に移るとかという方法 も可能かなと思いますし、今、先ほど4億2,000万円、概算で4億2,0 00万円というお話が今の答弁でありましたけれども、僕、これを聞かなか ったら、多分この話、出てないですよね、数字が。ですので、事務局もそう いう数字の出し方をするんじゃなくて、最初の答弁のときに、「概算ではあり ますが、こういう数字でした」ということもお話しいただいた方がいいのか なと思いました。ですので、用地取得、駐車場の整備に関する予算に関して は、これから予算が決定し次第、それぞれの予算が決定し次第になると思い ますが、周知に努めていっていただきたいと思います。

以上です。

○議長(小林千津子)

再々質問に対し、答弁を求めます。

【「議長」の声あり】

○議長(小林千津子)

事務局。

○理事(松井誠)

まず、再々質問にお答えをいたしますが、1点目の第三者の窓口をという ふうな話の中で、1点は、今、第三者ではありませんけれども、少し、先ほ ど答弁漏れましたけれども、院内に臨床心理士で、職員でない院外の相談を 受ける体制は1つとっています。それから、あと、チャプレンカウンセラー といいまして、緩和ケア病棟の方に患者さんの相談に来ていただいている、 そういう先生がおられまして、この方にも職員がフリーに相談ができるといった形の、院外で設置しているんじゃない、院内に設置しているんですが、 相談者が院外の方という、中間的な、そういう体制は、今、1つ、ひいてい ます。

それから、2点目の周知ということに関しては、職員には運営会議等で周知をするということで、ルールとしてはやっているんですが、確かに全ての方に確認をするわけにいかないので、そういったことがあろうかと思いますけれども、これは、組織ですので、そういったルールの中で、職員個々がきちっと情報をとるというルールは守っていかないと、組織として成り立ちませんので、その辺はご理解をいただきたいということであります。

そして、ハラスメントに関しましても、この1,000人規模の大きな事 業所の中ですけれども、基本的には組織での自浄の能力が非常に求められる 案件であります。院内のいろんな問題が、例えば院内で解決できずに、外へ どんどんどんどん相談に行くといった組織であれば、組織そのものが成り立 たない、非常に組織の不安定な状態が起こります。決して上位から、看護部、 それから管理部も含めて、当然ピラミッド型の組織になっているわけですか ら、上位の方針を下へ流していくということはありますけれども、一方で、 各職員がいろんな意見をどんどん発して、それが組織の中で、消すんじゃな くて、きちっと組織の中で管理される状態にあるといったことは常に心して 組織運営をしておりますので、現に、先ほど申し上げましたように、いろん な相談案件がどんどん事務局にも上がりますし、それから他の所属を通じて も意見は出てきます。今のところ、私どもの認識として、意見が出せないよ うな形にはなってなくて、看護部の意見も事務局に当然入ってきたりもしま すし、いろんなところで、部署違いで入ってくるような形では今やっていま すので、しばらくこの体制をして、これでいろんな問題がまた出てくれば、 その都度対応を検討していきたいというふうに思っています。

再々質問に対する答弁といたします。

【「議長」の声あり】

○議長(小林千津子)

事務局。

○管理部長 (藤井大)

土地開発公社への契約につきましては、土地開発公社はそういった開発事業を業とする組織でございますので、委託契約自体は一本で、白紙、金額の明記はないですけれども、やっていただく業務というのは詳細に、きちっとした条項により契約を結んでおります。土地開発公社と一本の契約になりますので、当然調査だけ、設計だけとかいう内容を委託するものではございませんので、予算上は一括の、1つの契約として、予算も1つの事業として、現在の債務負担行為を設定させていただくのが適切かなというふうに認識を

しておりますので、ご理解を賜ればと思います。

それから、初めの答弁で金額をというご意見もいただきましたけれども、 予算手続的には、本来、正規のやり方でやらせていただいているという認識 を持っておりますので、そのご理解と、あえて大きく変わる可能性があるけ れども、できるだけご説明するという立場で、今の試算の事業費は説明させ ていただいたところでございますので、それもあわせてご理解をお願いした いのと、今後は、その進捗を踏まえながら、適切な時期に説明をさせていた だくということで、心がけたいと思っておりますので、再質問に対するご答 弁といたします。

○議長(小林千津子)

大西議員、よろしいでしょうか。

【「議長」の声あり】

○議長(小林千津子)

蓬萊副企業長。

○副企業長(蓬萊務)

先ほどの件で、非常に重要なことなので、ハラスメントに関しては、この 組織は自浄努力でもってやるという、主体性である、自己責任においてやれ る、そういう組織にならないとだめなんですね。ですから、逆に、何でもか んでも外へ相談していくという体質は、この組織そのものが機能してないと、 何のために人事管理部門がおるとか、じゃ、あなたは役職なくてもいいじゃ ないですかというになるわけですよ。そうじゃなくて、この組織を支えて、 しかも発展させていくためには、この中で起こったことは、この中で自浄努 力によって対応がとれるということに対して、むしろ、逆にそのような質問 なり、そのような方向性を示唆されるのが本来あるべき姿。それを、ここの 問題をよそへ持っていくというのはもってのほかと、これが1つ目。

2つ目の話は、今の段階で情報を開示して、予算を開示するということは、 土建屋さんが喜ぶだけの話なんですよ。本来は、これ、民間だったら絶対に、 事業計画がどうなるということは明らかにしません。今の段階で、おおよそ こういうふうな商売があるということを言うというのは、これは、官と民で 考えたら、決定的な、公としては、ぎりぎりまでそういうことは言う必要は ないんです。大事なことは内部の方で、例えば駐車場の上に2階建てにする とかいうような、そういう投資計画と、それから、今ある土地を購入して、 そういうのをつくるのと、どちらが費用対効果で望ましいかと、そこだけは ポイントをして、目的を、右へ行くか左へ行くかを決めて、今は左が、土地 を造成して、そしたら県有地の未利用地も使えるという、ウイン・ウインの 関係になるわけですから、そういう方向でやろうと、そうすると、大体4ないし5億円ならばと、こんなことは普通言う必要はないんですけども、だから、第45条の施行規則、第45条、ルールがあって、現時点では、むしろ守秘義務をもって、予算なんて言う必要ないと、その辺を認識しないと、利を資するのは、この事業に対して、あそこでいい土木工事があるぜということを皆さん知ってくださいよという、そんなことは言う必要ないんですよ。その辺の頭の切りかえをぜひやっていただきたい。

以上です。

○議長(小林千津子)

以上で大西委員の質問は終わりました。

以上で通告による発言は終わりました。これにて質疑並びに一般質問を終 結いたします。

これより討論に入ります。討論については、通告がありませんので、これを終結します。

これより、第3号議案、北播磨総合医療センター企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから、第4号議案、平成30年度北播磨総合医療センター企業団病院事業会計決算の認定についてまでを一括して採決いたします。

お諮りいたします。

第3号議案から第4号議案について、原案のとおり可決、認定することに ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長(小林千津子)

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案から第4号議案は、原案のと おり可決、認定されました。

以上で本日の日程は終わりました。

今期定例会に提出されました案件は、ただいま全部議了いたしました。

<副企業長挨拶>

○議長(小林千津子)

この際、蓬萊副企業長のご挨拶がございます。

○副企業長 (蓬萊務)

第20回北播磨総合医療センター企業団議会定例会の閉会に当たりまして、 一言お礼とご挨拶を申し上げます。

議員各位には、北播磨総合医療センター企業団人事行政の運営等状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定のほか、決算の認定の2件の

議案につきまして慎重にご審議をいただき、いずれも適切なご決定を賜りま したことに、厚く御礼を申し上げます。

当医療センターは、平成25年10月の開院以来、診療科が増え、医師、 看護師とも充実し、外来患者、入院患者は増加し続けております。当医療セ ンターが掲げる、患者と医療人を引きつける、まさにマグネットホスピタル を地域とともに築き、理想の医療を提供しますという基本理念の達成に向け て、これまで病院運営は順調に推移をいたしております。

しかし、一方では、患者が多くなりますと、本日の質問でもありましたように、待ち時間が長いという問題、駐車場不足の問題等、さまざまな課題も出てきております。北播磨地域の中核病院として、安全で質の高い医療を提供することはもちろんでありますが、患者にとってより魅力ある病院にするためには、それら課題に先手管理で対応し、患者サービスの向上をしていかなければ、患者さんから信頼される、いわゆるマグネットホスピタルの実現はないということであります。

また、当医療センターが北播磨地域の中核病院として果たすべき役割は数 多くありますが、その中で、最も重要とされる役割の1つが、医療人の育成 ということであります。

当医療センターでは、医療人材確保のため、優秀な指導医のもと、臨床研修センターの設置とか、あるいは充実した研修プログラムの設定、また、今回見ていただきたいと思いますが、新しく宿舎棟を建設し病児保育事業の開始など、研修し、そして働き続けられる環境づくり、つまり、お医者さんが、ここへ来てよかったと思えるような、そのような病院にすべく、積極的に取組んでおります。

初期研修医、そして後期研修医は開院以来増え続け、医学生の見学も多く、よき指導者がいることで、若手医師が働きたい、研修を受けたいと思える病院、まさに医療人を引きつけるマグネットホスピタルとなっております。大事なところは、研修医として来られて、再びほかの病院で働けて、そして、また再びこの病院で働くという、この関係を持続可能な形にしていくということが非常に大事であるということであります。

一昨日ありました神戸大学の医学部の75周年、そして病院開設150周年の記念式典に、三木市長ともども参加をいたしまして、そのときに、厚労省、そしてまた文科省の大臣の代理のご挨拶とかあったわけでありますけれども、加えて商工会議所のご挨拶、その中で、医療人として、主催者側で一番最初にご挨拶されたのが、藤澤さんという学部長であります。神戸大学の学長が挨拶される前に、藤澤医学部長が挨拶されたわけですけども、まさに

その方は、この病院が、統合病院を三木市と小野市がやるというときに、一番ご尽力いただいた方でございます。その方たちが、今、中心的な兵庫県における医学部のトップにいらっしゃるということで、終わった後、お礼も兼ねて、お祝いも兼ねて、お話しさせていただいたんですけども、ますますここには研修医が本当に集まる、そんな病院にしていきましょうと、こういう勇気ある、そういう、私たちは非常に喜びたいというような意味合いでの励ましもその場で、ちょうど休憩時間があったわけですけども、その時間にもそのようなお話をさせていただいたと。今後も、神戸大学と非常に緊密な連携をとっていくということは非常に大事なことやと。近々また大きな動きがあるかもしれません。まだ今の段階では申し上げられませんが、今の病院だけでとどまることなく、もっと発展していく、そういう病院にしていくということが大事であろうと思っております。

まさに、現状に満足することなく、来るべき2040年問題でもあります、 高齢者人口がピークとなり、そして労働人口が減少し、自治体の半数が消滅 の危機に直面すると言われる時代を迎えることを見据え、地域医療を確保し、 住民の生活を守っていく上で、医療人材を当医療センターに集中させるとと もに、限られた医療資源の中でいかに効率的に医療を提供していくかを考え ていくことが重要であります。

病院もまさに経営であります。本日の一般質問では、1つには、病院駐車場での安全対策、2つには、診療待ち時間が長時間になることへの対策、そして3つには、産婦人科医の体制をいかにするか、4つには、小児・AYA世代のがん治療の対応、そして5つには、勤務医や職員に対する、あってはならないハラスメントの対策をどうするか、もう1つは、6番目に、このたくさんの患者が来られる中において、安全な駐車場のために、あえて駐車場拡張整備事業をいかにするかということについて、多くの貴重なご意見をいただきました。当医療センターとしましても、病院運営を行っていく上で重要な課題と捉えております。

議員各位におかれましても、引き続きご指導、ご鞭撻をいただきますようお願いするとともに、北播磨総合医療センターの将来の姿を見据えたご支援をお願いしたいと考えるところであります。

最後になりましたが、今期定例会に賜りましたご精励に感謝を申し上げますとともに、ますますご健勝で、そして、市政発展のためにさらなるご活躍を祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(小林千津子)

お諮りいたします。

これにて閉会して、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長(小林千津子)

ご異議なしと認めます。よって、第20回北播磨総合医療センター企業団 議会定例会はこれをもって閉会いたします。

<議長閉会挨拶>

○議長(小林千津子)

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会に付議されました案件は、「北播磨総合医療センター企業団人事 行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定につ いて」のほか1件の議案をご審議いただく定例会でありました。

議員各位には、会議中、慎重なるご審議をいただき、適切、妥当なる結論を得て、ここに滞りなく議了できましたことは、企業団の運営のため、誠にご同慶に存じ上げますとともに、各位のご精励に対しまして衷心より深く感謝を申し上げる次第でございます。

また、企業長をはじめ当局各位におかれましては、誠意ある答弁をいただきましたことに感謝を申し上げます。

非常に厳しい残暑が続いておりますが、議員各位におかれましては、くれ ぐれも健康にご留意をいただき、ますますご活躍くださりますとともに、北 播磨総合医療センターのますますの発展をご祈念申し上げまして、閉会のご 挨拶といたします。

本日は誠にありがとうございました。

<閉会> 午後4時11分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

北播磨総合医療センター企業団議会

臨時議長、7/林子第子

議 長小杯千净子

会議録署名議員 平田 真实

会議録署名議員 岸本和也